

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 1 3 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 3 2 号

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例（平成 2 6 年函館市条例第 5 1 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 1 5 条第 1 項第 2 号中「同条第 1 1 項」を「同条第 1 0 項」に改め
る。

附 則

この条例は、令和 5 年 9 月 1 6 日から施行する。